
今月のテーマ **平成28年度法人税率の改正**

前々回(No.073)のタックスニュースでもご紹介しました法人税の税率の改正ですが、今年度の改正において外形標準課税の税率も改正されますので、今回はその改正をまとめてご紹介いたします。なお、下記は執筆現在において法案成立前の内容ですので、その旨ご了承ください。

1. 法人税率の引き下げ

改正後の法人税率は平成28年4月1日以後開始事業年度から適用になります。

なお、中小法人の軽減税率(15%)の特例の適用期限が現在のところ、平成28年4月1日以降に開始する事業年度までとなっております。

		H30.4/1以後 開始事業年度	H29.4/1以後 開始事業年度	H28.4/1以後 開始事業年度	改正前
中小法人(資本金の額等 1億円以下の普通法人)	年所得800万円以下	19%	19%	15%	15%
	年所得800万円超	23.2%	23.4%	23.4%	23.9%
上記以外の法人		23.2%	23.4%	23.4%	23.9%

2. 法人事業税の外形標準課税の税率

下記の改正後の税率については、所得割の税率が引き下げられ、その代わりに付加価値割と資本割の税率が引き上げられます。(下記は標準税率ですので、都道府県によって税率が異なりますのでご注意ください。)

なお、付加価値割と資本割の税率が引き上げに対して、段階的に税率を引き上げていく負担軽減措置が設けられます。

外形標準課税が適用される法人は、資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人となります。

		H28.4/1以降 開始事業年度	改正前
付加価値割		1.20%	0.72%
資本割		0.50%	0.30%
所得割	年400万円以下	1.90% (0.30%)	3.10% (1.60%)
	年400万円超800万円以下	2.70% (0.50%)	4.60% (2.30%)
	年800万円超	3.60% (0.70%)	6.00% (3.10%)

※ カッコ書きは外形標準が適用される場合、地方法人特別税を計算する際に使用する税率です。

3. 実効税率

法人税率の引き下げや外形標準課税の改正により、東京都における3月決算法人の実効税率は以下のように変わります。なお、執筆時点において東京都は平成28年4月1日以降開始事業年度に適用される法人事業税の税率がまだ決定されていませんので、下記の実効税率は一部推定によって計算を行っています。

所得金額の区分		平成29年3月期	平成28年3月期	平成27年3月期
大法人(所得区分なし)		30.74%	33.06%	35.64%
中小法人	年400万円以下	21.42%	21.42%	21.42%
	年400万円超800万円以下	23.20%	23.20%	23.20%
	年800万円超	34.81%	35.36%	37.11%